

件名	愛媛県東日本大震災被災者等支援基金条例を廃止する条例
主管課	保健福祉課
根拠法令等	
<b>【廃止の概要】</b> 東日本大震災被災者等支援基金による被災者等の支援事業が平成 25 年度で終了するため、愛媛県東日本大震災被災者等支援基金条例を廃止する。	
施行日	平成 26 年 4 月 1 日
<b>【その他参考事項】</b> ○ 基金の概要	
趣旨	東日本大震災の被災者等で県内に避難したものに対する生活支援その他当該震災の被災者等の支援を図る。
基金事業	東日本大震災被災者生活支援事業 (県営住宅等に受け入れた被災者等に対し見舞金を支給) 被災地学校修学旅行支援事業等 (被災地の高等学校等の修学旅行経費の一部を助成) 等
積立金総額	281,018,464 円 (うち寄附金 260,577,191 円。平成 25 年 3 月末で募金は終了)
その他	基金の残額 (約 5,000 千円見込み) については、一般会計に繰り入れ、被災地との交流継続の経費等に活用